配偶者控除と配偶者特別控除の見直しについて

-平成31年度の市・県民税から適用開始-

見直しの内容

平成 29 年度税制改正で配偶者控除が改正され、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。また、配偶者特別控除についても改正され、対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が 76 万円未満から 123 万円以下に引き上げられ、配偶者控除と配偶者特別控除ともに納税義務者の合計所得金額により控除額が細分化されます。

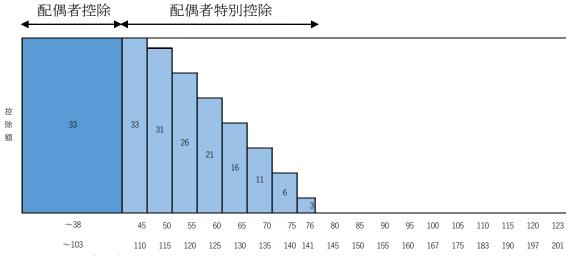
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
配偶者控除(38 万円以下)	一般の控除対 象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
	老人控除対象 配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除 (38 万円超 123 万円以下)	38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

※配偶者控除及び配偶者特別控除について納税義務者の所得制限あり(1,000万円以下)

見直しのイメージ図

※図は納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合の、市・県民税における一般の 配偶者控除と配偶者特別控除額

【改正前】

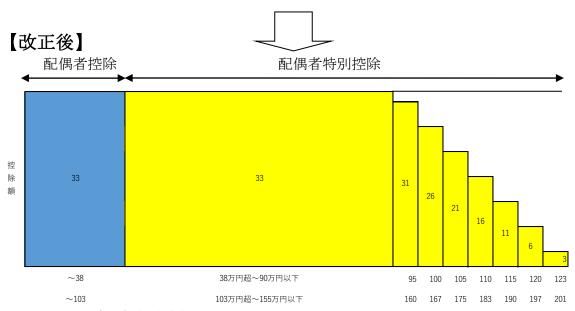


(単位:万円)

(単位:万円)

上段:配偶者の合計所得金額

下段:パートなどの収入金額に置き換えた場合



上段:配偶者の合計所得金額

下段:パートなどの収入金額に置き換えた場合